

第 70 回 小松市都市計画審議会 < 議事要旨 >

開催日時	平成 27 年 2 月 26 日(木) 10:00 ～ 11:30
開催場所	小松市役所 低層棟 3 階 議会説明者控室
出席委員	和田衛委員、西沢耕一委員、森俊偉委員、馬場先恵子委員、宮西健吉委員、宮川吉男委員、松本英好委員、酒井恵美子委員、綾美寿恵委員、北村澄江委員 (出席委員／10 名)
欠席委員	高見健次郎委員、竹田源太郎委員 (欠席委員／2 名)
事務局	(事務局／11 名)

1. 開 会 事 務 局	・ただ今より、第 70 回小松市都市計画審議会を開催致します。 本日の審議会は委員数 12 名のうち 10 名の方がご出席ですので、本審議会は成立していることをご報告致します。 ・本日は、傍聴される方もいますので注意事項を申し上げます。 傍聴人の発言は禁止します。 審議会の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないで下さい。 会議開始後の撮影、録音などを禁止します。 審議に入る前に、事務局を代表いたしまして都市創造部長の石田から挨拶を申し上げます。
部 長	(挨拶) ・改めまして、委員の皆様方には、お忙しい中、当審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。 いよいよ新幹線金沢開業が 3 月 14 日に迫り、連日メディアで報道されていますが、先日 22 日に小松市において政府主催の地方創生フォーラムが開催されました。全国 9 箇所の会場で開催され人口 11 万弱の都市が開催地に選ばれたということは、小松市はこれからも頑張っていくんだという評価を頂いているものだと思っております。 ということで、これまで積み上げてきたまちづくりの考え方、これをぶらさないように頑張っていきたいと考えております。国のいう、まち・人・仕事の創生につきましては、目標として安定した雇用創出と新しい人の流れ、結婚・出産子育ての切れ目ない支援、時代にあった地域づくり、安全安心な暮らしづくりということで地方それぞれの強みを活かして活力を生み出すことにあります。小松市が地方創生の先駆者となれますように委員の皆様におかれましては、引き続きご支援・ご指導を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

	さて、本日の審議でございますが、これまでの都市計画決定の一部を見直すというものもございますが、一連の流れのものもあります。詳細については、担当者より説明申し上げますので、多くの議案ではございますが委員の皆様方には、慎重なご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。どうぞよろしくお願い致します。
事務局	・前回平成 26 年 10 月 10 日の栗津駅西地区地区計画の決定については 10 月 29 日に決定告示となっております。 ・本日の審議会は、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分の変更の石川県決定 2 件と用途地域、地区計画、下水道の変更の小松市決定 3 件の合計 5 件です。
会長	・議事録の署名人を、宮西委員と北村委員にお願い致します。 ・本日の審議会の議案について、事務局から説明して下さい。
2. 審議事項	・議案第 1 号 小松都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（石川県決定） ・議案第 2 号 小松都市計画 区域区分の変更について（石川県決定）
事務局	＜事務局より議案説明＞ ・小松能美都市計画区域の再編ということで、議案第 1 号～4 号については、小松能美都市計画から小松都市計画への変更があります。資料 4 をご覧下さい。向かって左側が今回の新しい案となっています。右側が旧の案です。新は小松都市計画区域マスタープラン、旧は小松能美都市計画区域マスタープランで計画に寺井や根上が含まれています。真ん中の(1)都市づくりの基本理念のところの下線が引いてありますが、これは今回の変更で追加された部分です。④の一番下から 2 行目のところですが、「総合的な雨水排水対策の強化」が赤字になっていますが、こちらは区域マスタープランの時にホームページで一般の市民に広くパブリックコメントということでご意見を伺っております。その内容を反映、修正して赤字で書いてあります。3 ページをご覧下さい。3 ページの下の部分の、(2)区域区分の方針のところ、(旧)の方で目標年次を平成 22 年としています。今回新たに 10 年後の平成 32 年としています。情報的には過ぎてしまった様な形になっていますが、これについては能美市の合併があり時間的に遅れているということです。先程下線の変更の話をしましたが、変更の流れというのは、旧の都市計画で情報が古くなったものであったり、小松能美から小松に変わったことによって寺井や根上が抜けた部分に小松のことを書いたり、市の 10 年ビジョンと市の都市計画マスタープランというものがありますがこちらは、商工会議所や住民の方のご意見を聞きながら作っており、それを平成 21 年に策定しています。そういった情報を今の区域マスタープランの方に反映・更新していくということです。

それでは、スライドで説明します。まず都市計画区域マスタープランとは、小松都市計画区域全体として、都道府県が定める都市計画の基本方針になります。概ね 20 年後の姿を見据えて計画を立てるものです。都市計画区域マスタープランに定める事項として都市計画の目標以下いろいろありますが、これについては順番に説明します。都市づくりの目標からですが、基本理念ということで①～⑥の基本方針を基に「水と緑豊かな環境に囲まれた、伝統文化に彩られ、質の高い居住環境を創出するものづくりのまち・こまつ」を目指していきます。1 つ目は「コンパクトな都市づくりと地域交流、交通ネットワークの形成を図ります」、2 つ目として「商業機能・歴史文化を活かし、都市全体の活性化を図ります。」、3 つ目としては「工業団地、温泉地などの豊かな産業を背景に活力と躍動感にあふれる都市づくりを展開します」、4 つ目に「生涯にわたる心あたたまる福祉や雨水対策などの生活環境が整った快適で安全な都市づくりを目指します。」、5 つ目に「水や緑に恵まれた自然環境と歴史文化を活用した個性ある景観の創出に努めます。」、最後になりますが「参加と協働による住民主体のまちづくりを推進します。」

次に、区域区分の決定の有無についてです。小松市では引き続き市街化区域と市街化調整区域との区分を定めます。理由としては、人口はゆるやかに減少していきますが、世帯分離により郊外部への住宅需要が発生すると考えられます。また工業出荷額は一定の増加、卸小売販売額は微減が見込まれますが、工業商業共に企業誘致により計画的な産業基盤の配置が必要となります。以上の理由から市街化区域・市街化調整区域を設けて無秩序な市街化を抑制し計画的な市街化を図っていきます。

続きいて、区域区分の方針です。ここでは概ねの人口、産業の規模、市街化区域の規模というものを定めています。都市計画区域の人口については、10 万 4 千人から 10 万 3 千人ということで千人程度減少すると想定しています。市街化区域内の人口については、6 万 8 千人に減少すると想定しています。工業出荷額については、6,818 億円、卸小売販売額については、2,120 億円と想定しています。市街化区域の面積については、2,229ha と考えています。

次に土地利用の決定の方針です。業務地については、小松市役所周辺・小松駅周辺に業務機能を配置し充実を図ります。写真は小松駅周辺の写真になります。近年整備された、サイエンスヒルズなどが立地しています。次に商業地になりますが、ここでの赤色の部分は先程の新旧対照表で説明した、下線の部分や追加で赤色と示した部分をスライドでも赤色で示しています。小松駅を中心とした中環状道路周辺の商業機能の集積ということで、現在沖周辺で土地区画整理事業が具体に実施されており、また市のマスタープランの位置付けを方針に追加しています。旧来からの中心市街地のまちなかの賑わい再生ですが、この部分はパブリックコメントで頂いた意見を参考に修正追加しています。また、観光交流地については、以前は娯楽施設地という表現

でしたが観光交流地として修正を行いました。次に工業地ですが、新工業地として幹線道路沿線の工業地の整備拡充を図ります。写真は南部工業団地となりますが、工業団地も順調に分譲が進んでおり、今後新たな工業団地が必要となってきます。次に住宅地についてですが、助成制度等市の取組みとして定住促進ということでまちなか居住を促進します。次に市街化調整区域の土地利用の方針についてですが、こちらはほ場整備事業された優良農地の整備保全として、以前は「農地の保全」ということでしたが、具体的に示したということです。あとは、東北での震災を受けての「津波」という表記です。新幹線においては、小松市は市街地を通過することになるので適切な環境保全対策を実施していきたいと思っております。二重丸のところですが、既存集落で住宅等の建物の立地を許容ということになります。これは、旧の計画では「許容」の部分が「導入する」ということとなっていたが、昨年の7月にご意見頂いて条例改正しているので今度は運用として許容していくという表現に変えています。

次に交通体系の整備についてです。北陸新幹線は金沢～敦賀間の3年前倒しということで近々の話題となってきましたが、小松駅でもターミナル機能の強化と二次交通の利便性の向上というものを追加しています。次に下水道・河川の整備方針になりますが、ポンプ増強や水路改修、雨水排水対策の推進のところですが、パブリックコメントの意見もあり、今回新たに追加しています。小松市全体の話になりますが、一昨年の豪雨もあり、近年雨水による災害もあるので、積極的に取り組んでいきます。次に住居系市街地のところですが、全国的な人口減少が問題となっており空き家が増加しているということで、その中で空き家の有効活用を図っていきたいということです。また、現在実施している、土地区整理事業を追加しています。栗津駅西については、先般地区計画ということで栗津駅西地区について審議頂いておりますし、沖周辺については、後ほど説明しますが、三田地区の都市計画の変更ということで話題に出てきているところです。

次に自然環境に関する都市計画の決定ということで、近年の災害増加ということで避難地として公園緑地を配置していくということで「防災機能」ということを記載しています。また木場潟から望む白山眺望の保全ということで入れてあります。以上が議案第1号の説明です。引き続き議案第2号について説明します。

線引き制度とは、都市計画区域の中に計画的に市街化を進める市街化区域があり、市街化を抑制して自然環境を保全する区域が市街化調整区域であるという説明になります。都市計画区域は行政区画の3分の1くらいの面積です。その中の2割弱が市街化区域で残り8割強が市街化調整区域というような面積分けとなります。市街化調整区域の中には、集落や町内会が沢山あり先程も言いましたが条例改正もあり住宅の緩和といったコミュニティの維持にも努めて行きたいと思っています。

見直しまでの経緯ですが、昭和50年5月に当初決定ということで、

都市計画が初めて定められています。その後長い期間を経て平成 26 年の今回の第 5 回の見直しとなっています。

区域を編入する線引き案件についてですが、赤で囲んであるところが市街化編入区域で、市街化調整区域に編入するところを青で表現しています。なお、市街化区域であったものを市街化調整区域に編入することを都市計画の用語で逆線と言います。

三田地区の編入についてですが、沖周辺の土地区画整理事業の隣接地において 2.5ha を追加拡大するということです。三田地区の現在の様子です。田んぼとして利用されています。変更理由としては、開発行為を予定しています。続いて上荒屋地区ですが、昭和 58 年に市街地整備を目的に市街化区域に編入された地区になりますが整備予定がなく、所有者を含め今後も営農継続を希望していることから今回市街化調整区域へ編入する地区になります。現況は農地であり、引き続き農地として利用される予定です。次に梯川地区ですが、写真①にもありますが、既に河川区域となっており 2 番についても同じであります。国道 305 号の梯川を渡るところですが、ここも河川区域を除外するものです。こちらは下栗津地区であり、こちらは道路区域となったところを除外するものであります。主要地方道小松山中線ということで、右の方へ行くと津波倉町、下の方がこまつドームへの道の分岐点のところになります。今回の変更により市街化区域は 10ha の減少となり、市街化調整区域は 10ha の増加となります。今後必要となる市街化区域規模ということで人口フレームというもので将来の市街化区域の規模を考えています。都市計画区域の人口については、103,230 人で千人くらの減少で同じく、市街化区域の人口については 68,490 人と減少になります。また 103,230 人の出し方ですが、近年人口減少ということで人口問題研究所の推計というものがあり、その推計に出生率であったり、新幹線開業であったり、市が支援しています定住支援制度等を加味して出した数字となります。加味しても千人程度は減少するということになります。また、配分として出る市街化区域の人口として 68,490 人となりますが、その下に 67,230 人とありますがこれは平成 32 年に市街化区域に住める人口です。新幹線で用地買収があり、合計でいくと小松市内 11ha くらい減少することになります。そういうことで住宅地の縮小によって人が住める土地が無くなる部分があり、そうすると保留人口ということで 1,260 人の方に今後市街化区域を拡大して住んでもらうということになります。面積で表すと約 20ha くらい将来的には拡大できる規模があるということになります。こちらは、位置など確定していないので具体の計画が決まった時に農政部局と調整して場所など決めていくということになります。

次にこれまでのまとめとなりますが、変更方針として、三田地区・上荒屋地区のようなものについては、周辺部を市街化区域に編入したり、見込みのない区域は市街化調整区域に編入ということで最小限の区域編入にとどめるという方針に基づいて行っております。

経緯と予定についてですが、上荒屋地区・三田地区に対して地元説明会を開催して土地所有者の皆さんの同意を得ています。その後必要な関係機関との協議であったり、手続きの時には雨水排水協議もありますし、その中で三田地区周辺の町内会であったり土地区・土地改良区等の下流水路を管理している方の同意を得て進めてきており調整された案が出来た段階で7月28日に公聴会を開いております。公聴会は公会堂で開催し42名の方に参加頂いております。公聴会で出た意見ですが、いしかわの都市計画検討専門委員会という石川県の都市計画審議会の下部組織になりますが、こういったところに公聴会の意見を伝え審議頂いております。その後平成26年の9月18日から10月2日にかけてパブリックコメントを募集しました。パブリックコメントの意見としては、63件ありました。またその意見をいしかわの都市計画検討専門委員会で審議頂いております。次に平成27年1月13日から27日まで都市計画案の縦覧を行っており、ここでは45件の意見の提出がありました。そして、今回の都市計画審議会となります。今後の予定ですが、石川県の都市計画審議会に3月下旬におはかりし、順次決定告示を行っていきたいと思っております。

それでは、公聴会での主な意見について説明致します。資料1をご覧ください。公聴会の意見として、運営関係、区域マス・区域区分関係、その他ということが出ています。まず、「公聴会の周知が不十分である。もう一度関係者に案内を行い開催すべき」、2つ目に「都市計画審議会の先生方に伝えてほしい」というものがございました。次に区域マス・区域区分関係ですが、「一部の人の利益のために一部の人が行う都市計画の変更ではないか」、「平成25年7月の大雨で冠水したにも関わらず対策が取られていない。このまま市街化区域拡大の手続きを進めることには反対である」というものです。これに対する市の見解ですが、1番の運営関係については、新聞広報・ホームページによる周知の手段をとっており、これは極めて一般的なものであります。当日一般者の方が42名いることから周知はされたと考えております。2つ目の区域マス・区域区分の案について、県では開発事業者に基づき適合した調整池の設置を義務づけており、必要な対策が取られていると考えております。

次にパブリックコメントの意見です。資料1の中段をご覧ください。こちらには63件の意見が寄せられました。そのうち過半数は沖町の商業施設の早期立地を希望するものであります。その他の意見として、「既存商店街が生き残れる市の商業施策を反映すべきで商店街との共存を希望する」、「自然災害に対する考え方を示すべき」、「雨水排水計画を検討すべき」、「治水対策を進めて欲しい」という意見がありました。これについては、区域マスの修正追加ということで、先程も説明しています。先程の資料4新旧対照表の4ページをご覧ください。一番下段にある、赤色で書いてあるところですが、「中でも旧来からの中心市街地は、高齢社会の進展に伴う交通弱者の増加を見据え、ハード・ソフト両面からの商業環境の魅力向上により、ま

ちなかの賑わい再生を図る」というふうに追加しております。資料 4 の 10 ページになります。中段の河川のところですが、「また河川等の整備状況との整合を図りながら、速やかに内水を排除するためのポンプ増強や水路改修し、雨水排水対策を推進する」という言葉で追加修正しています。

続いて意見書の内容になります。意見書については、資料 2 をご覧下さい。区域区分に関する意見が 43 件、区域マスタープランに関する意見が 2 件であります。区域区分に関する意見に関しては、三田地区の市街化編入に賛成するという意見がほとんどでありました。それ以外に「県や市から開発者に対し適正な規制や指導をお願いしたい」、「排水対策を引き続き積極的に進めてもらいたい」、「中心市街地と新しい市街地を結ぶ公共交通機能の充実を希望する」、「公共交通機能と道路網の整備」を望む意見が出ております。また、区域マスタープランに対する意見は 2 件出ております。「一昨年 7 月の豪雨による冠水は大規模商業施設用地の埋め立てによる保水力の減少が原因である。石橋川の改修後に開発を行なうべきである。石橋川の調査と処理能力等を開示した後にマスタープランを変更すべき」というものであります。

このような意見に対する考え方は、内水対策・マスタープランの見直しとして、区域マスタープランの見直しにおいて、明確な方針として「速やかに内水排除するためのポンプ増強や水路改修」を新たに位置付け、具体的な排水路の改修は小松市が主体となって取り組んでまいります。編入地区の対策として三田地区 2.5ha は開発基準に適合する規模の調整池設置を県が開発事業者に対して指導し、開発事業者が主体となって雨水対策を行います。また、区域区分に対する意見については、大店立地法などにに基づき、環境への配慮等十分な対応を指導します。公共交通については、開発事業者と実現に向けた協議を進めて行きたいと思っております。以上が意見に対する考え方です。

続いて資料 3 をご覧下さい。市街地の内水対策であります。位置の確認になりますが、こちらが JR 小松駅でこちらが JR 北陸本線となっております。こちらが国道 305 号です。この黄色で囲まれた地区が沖周辺土地地区画整理事業の区域です。この青いところが編入する三田地区となります。市街地を流れる河川としてこちらが国管理の梯川、こちらが梯川の支線である前川となります。こちらは県管理となります。梯川の方へは九竜橋川、排水路となりますがこのようなルートで流れております。石橋川はこのように前川へ流れております。こちらの九竜橋川については、ピンク色で囲まれた区域の水がこちらの方へ流れていきます。石橋川についてですが、沖周辺土地地区画整理事業の中に都市計画道路が走っております。この都市計画道路から北側の部分の青いエリアにおいては、この水路を通して石橋川に合流して前川へ流れております。道路から南側の分については、このように水路を通り石橋川に流れ、前川へ流れていくことに

なります。小松市の市街地部は極めて標高も低く平坦であるということで、梯川の水位が上がると前川の水位も上がり、水位があがると内水としてどうしても排水できないということで出口のところにポンプを付けて排水するということになっております。そのような中で一昨年7月29日に大雨がありました。梯川の大きな河川にいても、100年に一回降るという雨の対策として、そういった規模で整備しますが、一昨年の豪雨というのはこの規模を超えた想定外の雨でした。小松市の排水路ですが、数も沢山あり、市内全域にあります。そういうことで大きな川は100年や50年以上の確率で整備し、小さい水路については10年に一回降る雨で排水路を整備しております。整備状況について説明します。九竜橋川についてですが、今、中期対策としてこちらの方で整備しております。こちらの方は、複断面化と言い、水路の底面を少し掘り下げて流れをよくするという工事であります。こちらについては、下流側・上流側は複断面化されているのですが、この部分はされていなかったということで整備しているものです。これは、今年工事を行っております。こちらの九竜橋川の方ですが、昨年の都市計画審議会でご審議頂きました、ポンプ場の事業認可も頂きまして、現在設計中であります。設計が終わり次第工事に入ろうと思っております。次に石橋川の対策についてです。石橋川においては、JRの所から沖の区画整理までのこの区間ですが、中期対策として断面改修を行っております。こちらの方は今年工事に着手しており、大体4年くらいかけて改修を行っていきます。今後の予定ですがこのJRの横のこういったところであったり、ここから下流部の所から人家連担部であります、バイパス水路の検討も必要となってきますがこちらの整備とポンプの増強を図っていきたいと思っております。以上が行政が行う排水路の部分であります。次に沖のこちらの方の対策ですが、こちらは先程からありますが調整池を設けて、下流水路に流れる容量、流してもいい容量の分だけ出口でしばって中に溜めたものをこちらに流していくということになります。最近では県の基準も厳しくなり、今の開発区域と区画整理事業の一体的に利用するこのエリアでは50年に一回降る雨に対応できる調整池を設置する計画となっております。市街地の開発については、このような排水整備は非常に時間がかかり、費用もかかるということでなかなかすぐに進むものではありません。そういう時に出来るまでの間ということで開発される方の責任において調整池を既存の川に流せる容量分の水を流すために調整池を造って頂くということであります。後は行政の方ですが、国の梯川の方は天満宮で浮島をやっておりますがここがボトルネック区間となっており、そういうところの整備であったり、県の方では前川の今江町の方で工事をしております。そういうことで国・県・市の対策ということで排水を行政が責任をもってするというところであります。以上で私からの説明を終わります。

(意見、質問及び事務局回答)

委 員	・石橋川の計画で中期的な対策とありますが、この整備は 10 年分の 1 の確率での整備なのか、ある程度の貯留を考慮した整備なのか教えてください。
事 務 局	・石橋川の整備については、10 年に 1 度の雨という中で行っております。
委 員	・梯川の国の直轄事業だと思うのだが、現在、引堤で堤防を広げているがこの計画について教えて欲しい。なぜかという結果的には梯川である。前川も梯川に合流するので、ポンプをいくつかつけて流してその水が安宅の河口に流れるわけで、その容量が大きければポンプアップも出来、この梯川の水位が上がった時にポンプで流すのでその梯川が決壊したら何にもならないではないか。梯川の引堤が延長され鍋谷川くらいまでの計画の中で、20 年近くされているわけだが、それが完成することによって前川の水位が下がるが、前川が上がると木場潟の水位が上がる全部関連してくるので、少しでも早く国の直轄事業の梯川の引堤で容量が大きくなればある程度解決できるのでないでしょうか。
事 務 局	・国の方でも、2 月に発表されたのですが 26 年度の補正予算ということで、梯川に関しては白江地区において予算がついたというような状況です。地元の要望の話も着々と進めておりまして、梯川の改修は出来るところから予算付けをして頂いているということです。
委 員	・内水対策の方で説明ありました、一昨年夏の大雨で大変な被害があったと思っております。今回三田地区が開発されるわけですが、それに伴って市の計画の事業を説明されましたが、その中で河川の改修等まだ沢山ありますし、それらが完成するまでは一応開発事業者が調整池を設けて調整するということなのですね。その計画についてはやはり出来るだけ早く対策できるようにして欲しいなと思います。沖周辺から JR の断面の改修等かなり厳しい状況のところもあるかと思います。そういったところを出来るだけ早く工事を短縮できるようにお願いしたいと思います。ゲリラ豪雨等いつ発生するかわからない状況にありますからこれだけは早くして欲しいと思いますし、九竜橋川の排水機場のポンプの増強なんですけど、設計中ということですが出来るだけ早くポンプを設置して排水できるようにお願いしたいと思います。周辺に住民が生活しているわけですから、安心して住めるようにお願いしたいと思います。今行っている JR 下流のところの水路の断面だとかこれについてはどのような、どこまで水位をさげているかお聞きしたいのですが。
事 務 局	・日頃から道路河川の事業にご協力頂きましてこの場をお借りして御礼を申し上げたいと思います。今ほどの質問ですが、石橋川については、幸町から沖町の部分について、平成 26 年から 4 年間にわたって工事致します。今年の予算もあり、下流部の JR に沿った部分で JR

	との協議は時間がかかりますので前もって設計業務を出していきたいと思っております。水路というのは、最下流部分からやっていくのが一番効果があがると思っておりますので、石橋川については、下流の方から進めて行きたいと思います。工事をするにあたって、設計をしていかなければいけませんので、下流部から順次設計を行い検討して着手していきたいと考えております。予算もあり、河川・水路事業というのはすごくお金もかかるので水を流しながらの工事になるのではなかなか進まないというのも思っております。ただ、市として少しでも早く進めていけるようにとは思っております。
委 員 事 務 局	・先程 10 年に 1 回の雨とありましたがその具体的な数字、例えば一昨年のゲリラ豪雨はどのくらいで 10 年に 1 回なら大丈夫なのか 50 年に 1 回なら大丈夫なのか分からないのですが。 ・一昨年のゲリラ豪雨は日雨量 199 mmであります。先程の梯川の整備のところでは 100 年と申しましたがそれは日雨量 160 mmであります。50 年確率は 150 mmで 10 年の方になると日雨量として 120 mmであります。
委 員	・マスタープランについて結構前から報告を受けていたのにまだ公になっていなかったというのが正直驚いております。マスタープランを出来るだけ早く皆さんに周知して広めて、共有して欲しいと思うのですが、沖周辺土地区画整理事業というのはこの青く塗られた部分でこの赤い部分を開発するという意味なんですね。もともと区画整理事業地には含まれていなかった地域ということなんですね。個人的な意見としましては、マスタープランでコンパクトシティを目指すといっている中でこれ以上区画整理事業を進めていくことはどうなのかということがありますが、その中で沖周辺は既に区画整理事業が進められ整備が決定されて、やっていた地域だという解釈だったのですが、それにプラス新たにその部分を追加すること自体は、コンパクトシティを目指すという中では、市街化区域を増やしていくということは好ましくないことだろうと感じています。そうした中でまとめて整備せざるおえない関連性もあるとは思いますが。マスタープランの中における市街化区域の中での人口配分というのをしっかりとした上で、できるだけ郊外にするのではなくそれぞれの集落地域、それぞれの拠点の中にうまく収めて集中できるような地域を進め、そうでないとむやみに公共施設を拡充しないといけない等の負担が大きくなりますので、そのマスタープランの中でのコンパクトシティというふうな言葉を今後いろんな政策の中でも根本において進めて欲しいなというふうに思います。
委 員	・木場潟周辺に居住して田んぼをしているのですが、小松全域やはり水との戦いだと思えます。先程も宮西委員が「全ては梯川の拡幅工事につながる」とありましたが私もそのように思います。一昨年に

	大雨の洪水の時に梯川流域にある農協施設も冠水したのですが、もう 30cm くらいで堤防を越えるような水位でした。その時に前川の排水機場のポンプをフル稼働できるかというとなかなか難しいと思いますから拡張工事ができれば色々な設備をフル稼働することにより水位を下げるができること、今後そういうふうになると思いますから、ただそれは今すぐ出来るわけではないと相当に時間がかかると思いますから、当面は三田地区の 2.5ha を編入することになればその部分について当該業者が個別対応するという事で、50 年に 1 度の雨に対応できるものと聞きましたから、であるとするならばそこについての雨水対策は大丈夫かなと思いますので、全体としても説明を聞く限りは対応できるのではないかなと感じました。水との戦いという部分では、梯川のその対策を進めることと、後は個別対応で進めていくことがベストかなと思います。
会 長	・この議案第 1 号について、原案どおり承認することに異議はありませんか。 (異議なし) ・それでは異議なしということで、本件については原案どおり承認させていただきます。 ・続きまして議案第 2 号につきましてご意見ご質問をうけたまわりたいと思います。 (意見・質問なし) ・意見がないようなので、議案第 2 号について原案どおり承認することに異議はありませんか。 (異議なし) ・それでは異議なしということで、原案どおり承認させていただきます。 ・続いて議案第 3 号 小松都市計画 用途地域の変更について事務局より説明して頂きたいと思います。
事 務 局	・ 議案第 3 号 小松都市計画 用途地域の変更について（小松市決定） ＜事務局より議案説明＞ 用途地域には、住居・商業・工業系とがあります。今回市街化区域編入除外地区についての用途変更となります。三田地区については、エリアを拡大した地域について周りと同じ近隣商業地域と用途指定を考えております。次に上荒屋地区ですが、市街化調整区域に編入ということで用途廃止になります。3 番のところですが一部南陽台の部分に重なっており、そこは南陽台と同じ第一種住居地域として用途を残していくこととなります。次に梯川地区・下栗津地区は市街化調整区域に編入するので用途地域を廃止します。以上のような用途地域の変更を行い、約 10ha の用途地域の減少となります。経緯と予定についてですが、説明会については 1 号議案と 2 号議案と同じで、平成 27 年 1 月 13 日から 27 日に案の縦覧を行いまして、用途地域に関して意見書の提出はありませんでした。以上で第 3 号議案の説明を終わ

会 長	ります。 (意見・質問なし) ・意見がないようなので、議案第 3 号について、原案どおり承認することに異議はありませんか。 (異議なし) ・それでは異議なしということで、本件については原案どおり承認させていただきます。 ・続いて議案第 4 号 小松都市計画 地区計画の変更について事務局より説明して頂きたいと思います。 ・議案第 4 号 小松都市計画 地区計画の変更について（小松市決定） ＜事務局より議案説明＞
事 務 局	地区計画とは、その地区が安全で快適な魅力あるまちづくりを推進するために建築行為や開発行為を適正に規制・誘導するものであります。 地区計画についても、三田地区の拡大が大きな変更であります。先程からありますが、小松能美都市計画から小松都市計画の変更となっております。地区計画は 11 地区あり、今回は 10 地区の変更となります。昨年栗津駅西地区の地区計画について承認頂きましたが、この地区については小松都市計画として決定しているので、この地区以外の 10 地区の変更で小松能美都市計画から小松都市計画の変更を行っております。 三田地区の拡大のところですが、この赤く塗ってあるところが今回編入の 2.5ha であります。一体の利用ということで商業地区として追加しております。商業地区の面積は 15.8ha から 18.4ha になります。 今回のように地区計画を一斉に見直すということはなかなか無いことなので、過去の決定の中で表現が微妙に変わっているところがあります。例えばかきさくのかきを漢字に直したり、番号のところなどこまかい部分の変更を併せて行っております。軽微な変更となっております。経緯と予定ですが、地区計画の場合は条例縦覧というものがあり、土地に規制がかかるので手続きが増えます。その後意見書の提出期間 21 日から 27 日ということで意見書の提出はありませんでした。同じく 1 月 13 日から 27 日までの都市計画に縦覧、これは都市計画法に基づく縦覧ですが意見書の提出はありませんでした。今回の審議会を経て決定告示になります。3 号議案 4 号議案についても 1 号議案 2 号議案と同じ告示日ということになります。4 号議案についての説明は以上でございます。 (意見・質問なし)
会 長	・意見がないようなので、議案第 4 号について、原案どおり承認することに異議はありませんか。

事 務 局	(異議なし) ・それでは異議なしということで、本件については原案どおり承認させていただきます。 ・続いて議案第 5 号 小松都市計画 下水道の変更について事務局より説明して頂きたいと思います。 ・議案第 5 号 小松都市計画 下水道の変更について（小松市決定） ＜事務局より議案説明＞ 小松市の公共下水道事業は、生活環境改善と梯川・木場潟などの公共用水域の水質保全を目的とし、梯川左岸は単独公共下水道の中央処理区として昭和 42 年度より、右岸は石川県が事業主体となる加賀沿岸流域下水道事業 梯川処理区として昭和 59 年度より整備を進めております。それぞれ鶴ヶ島町の中央浄化センターおよび翠ヶ丘浄化センターで処理をおこなっております。下水道整備の現状は、平成 25 年度末の中央処理区の全体計画面積は 2,735ha でこの内計画決定面積は 2,612ha、事業計画区域面積は 2,342ha、整備面積は 1,701ha、下水道整備率は 72.6%となっています。 また、梯川処理区の全体計画面積は 830ha、計画決定面積は 819ha、事業計画区域面積は 734ha、整備面積は 562ha、整備率は 76.6%となっています。平成 26 年度末の整備率は、中央処理区 73.5% 梯川処理区 77.9%となる見込みです。まず、今回排水区域として追加する箇所ではありますが、議案第 2 号で説明があったとおり、三田地区の市街化編入に伴う排水区の追加です。また、それ以外の番号②北浅井町、③串町、④松崎町、⑤矢田野町については、既に計画決定を頂いている区域に隣接しており、今回排水区域に追加します。 計画変更の内容について排水区域は、既決定面積に 4ha を追加します。今回決定面積を 2,616ha とします。内訳については、市街化編入する三田地区の 2.5ha、既定区域に隣接する区域として 1.1ha の約 4ha を追加します。都市計画下水道の排水区域については、「概ねの区域」として、表示することとなっており小数点以下を四捨五入して、約 4ha としています。 今回追加する 1 番については、先程から説明ありますが、三田地区の市街化編入に伴うものです。今回の変更の三田地区については、公共下水道の区域に隣接しており経済性の観点から一体整備をすることが効果的であると判断し公共用水域の水質保全と居住環境の更なる改善を図るものです。 既決定区域に隣接する区域についてですが、今回、北浅井町、串町、松崎町、矢田野町の 4 町内になります。追加する排水面積は、合計で 1.19ha となります。 既決定区域の周辺については、平成 8 年に計画決定しています。しかし、今回追加する区域は、住宅が無いなどの理由で計画区域から外れていました。その後、下水道整備が順次行われることにより隣接する区域についても接続可能となったことから今回、排水区域に追加す
--------------	---

会 長 3 . 閉 会 事 務 局	るものです。 追加する北浅井町の状況です。この赤い部分を追加します。この白色の部分が整備済みのところ。次に串・松崎町の状況です。こちらにも赤塗りの部分を追加致します。また白い部分が下水道整備済みの区域となります。次に矢田野町も同様に赤色の部分を追加します。白い部分が整備済みの区域となります。既決定区域に隣接する既存集落について、経済性の観点等から排水区域とすることが有利と判断されたものを追加し、公共用水域の水質保全と居住環境の更なる改善を図るものです。 経緯と予定についてですが、関係機関協議として平成 26 年 10 月に石川県水環境創造課と協議調整を行っております。また平成 27 年 1 月 13 日から 27 日の 2 週間計画案の縦覧を行い、意見書の提出はありませんでした。今後の予定として 4 月上旬に県知事協議を経て 6 月上旬に決定告示を予定しています。以上で議案第 5 号の説明を終了します。 (意見・質問なし) ・意見がないようなので、議案第 5 号について、原案どおり承認することに異議はありませんか。 (異議なし) ・それでは異議なしということで、本件については原案どおり承認させていただきます。 ・会長ありがとうございました。以上をもちまして、第 70 回小松市都市計画審議会を終わります。
---	--